

# 大分県報

令和三年  
第二四七号  
十月一日

（金曜日）

## 目次

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正	一
規則	
告示	
生活保護法等による医療機関の指定	一
生活保護法等による指定医療機関の廃止	二
生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定	二
青少年に有害な興行の指定	二
青少年に有害な図書等の指定	三
肥料の登録	三
肥料の登録の有効期間の更新	四
肥料の登録事項の変更	八
肥料の登録の失効	一〇
指定予定保安林	一一
付保義務の発生	一一
指定漁船調書の縦覧（三件）	一一
道路区域の変更	一三
道路の供用開始	一三
公告	
准看護師試験の実施	一三
落札者等の公示	一五
契約者等の公示	一六

## 規則

令和三年十月一日

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年十月一日

### 大分県規則第八十八号

#### 大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十一条第一項」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十八条第一項」に、「第十二条」を「第十九条」に改める。

第五号様式裏面中「明記し、各人の確認印を押印する」を「明記する」に改める。

第十一号様式裏面中「償還金すべき」を「償還すべき」に、「延滞に係る延滞」を「延滞」に改める。

第十二号様式裏面中「明記し、各人の確認印を押印する」を「明記する」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 大分県告示第五百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和三年十月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
---------	--------	-----	-------

皮フ科 河野ク リニック	河野 秀郎	別府市荘園一一	令三・八・二
-----------------	-------	---------	--------

大分県報（規則・告示）

城山調剤薬局北浜店	株式会社ケンミン	杵築市大字杵築六六五―七五〇	令三・七・一
城山調剤薬局中央店	株式会社ケンミン	杵築市大字杵築六六五―七八六	令三・七・一
いちご薬局	株式会社コウキ	佐伯市常盤東町一〇番一六号	令三・七・一〇
有限会社くらうん薬局	有限会社くらうん薬局	別府市駅前町一―番一七号	令三・八・一六
訪問看護ステーション秋岡	秋岡 貫一郎	津久見市徳浦本町七番三号	令三・八・一
村上医院	医療法人翔陽会	宇佐市安心院町木裳二三七番地	令三・七・一
彦陽クリニック	社会医療法人小寺会	佐伯市大字戸穴三六二番地一	令三・一〇・一
あおぞら病院	医療法人メディケアアライランス	国東市国東町小原二六五〇番地	令三・九・一
有限会社ここのえ薬局	有限会社ここのえ薬局	玖珠郡九重町大字町田五六四番地の二	令三・七・一
ワタナベ薬局上宮永店	株式会社ワタナベ	中津市大字上宮永字友ノ町九番五	令三・八・一
有限会社竹田調剤薬局	有限会社竹田調剤薬局	竹田市大字竹田一八九六―二	令三・九・一
ロ・セレーノ調剤薬局	有限会社エム・エイチ・エス	国東市国東町小原二七二一―二	令三・九・一
有限会社ハシモト薬局	有限会社ハシモト薬局	国東市安岐町塩屋三〇八番地一	令三・九・一五

大分県告示第五百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和三年十月一日

大分県知事 広瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
城山調剤薬局中央支店	有限会社城山調剤薬局	杵築市大字杵築六六五―七八六	令三・六・三〇
(有)城山調剤薬局北浜支店	有限会社城山調剤薬局	杵築市大字杵築六六五―七五〇	令三・六・三〇

大分県告示第五百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設者でない施術者)を指定した。

令和三年十月一日

大分県知事 広瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
山口 浩二	福岡県大牟田市本町四―四―一八 ニュースカイ二ニマンション四〇七号	令三・七・五
植村 優里	別府市亀川浜田町三六組二 ウィンディア五五二〇一	令三・八・一七

大分県告示第五百八十号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和三年十月一日

大分県知事 広瀬勝貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令三・九・一五	映画	スペース・エロス 乳からのメッセー ム 奥様は痴女 男と女の淫らなタンデ ム 愛憎のうねり 淫乱妻とよばれて 感じる人妻ONANIE電車 人妻・痴漢 私は淫乱・・・ 痴漢警報 ゆび這う車内 発禁縛り夫人	オーピー映画 オーピー映画 新東宝映画 新東宝映画 新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。

大分県告示第五百八十一号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

令和三年十月一日

大分県知事 広瀬勝貞

指定年月日	種類	名	発行所名等	指定理由
令三・九・一五	雑誌	実話ナックルズ 月刊九月号	(株)大洋図書	著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。

大分県告示第五百八十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和三年十月一日

大分県知事 広瀬勝貞

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
大分県肥第一二二八号	炭酸カルシウム肥料	一〇炭酸苦土石灰肥料	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	津久見ドロマイト工業株式会社 津久見市合ノ元町六番七号	令元・一一・一九
大分県肥第一二二九号	炭酸カルシウム肥料	一〇炭酸苦土石灰肥料	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	津久見ドロマイト工業株式会社 津久見市合ノ元町六番七号	令元・一一・一九

大分県肥第 一一三〇号	シウム肥 料	酸苦土 石灰肥 料	五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	事項は公定規 格のとおり	ジネス九州 宇佐市大字山本一九 九〇番地	令元・ 一一・一九
大分県肥第 一一三二号	炭酸カル シウム肥 料	一〇・ 炭酸 〇炭酸 状炭酸 苦土石 灰肥料	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	株式会社グリーンンビ ジネス九州 宇佐市大字山本一九 九〇番地	令元・ 一一・一九
大分県肥第 一一三三三号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料H M 三三一	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令二・ 三・二四
大分県肥第 一一三四号	炭酸カル シウム肥 料	一〇・ 炭酸 〇炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	米庄石灰工業株式會 社 津久見市合ノ元町一 番一八号	令二・ 三・二四
大分県肥第 一一三五号	炭酸カル シウム肥 料	一〇・ 炭酸 〇炭酸 状炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	米庄石灰工業株式會 社 津久見市合ノ元町一 番一八号	令二・ 三・二四
大分県肥第 一一三六号	炭酸カル シウム肥 料	一〇・ 炭酸 〇炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	株式会社丸京石灰 津久見市徳浦二〇五 二番地の五	令二・ 五・一八
大分県肥第 一一三七号	炭酸カル シウム肥 料	一〇・ 炭酸 〇炭酸 状炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	株式会社丸京石灰 津久見市徳浦二〇五 二番地の五	令二・ 五・一八

  

大分県肥第 一一三八号	混合有機 質肥料	八三〇 有混	窒素全量 八・〇 りん酸全量 三・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令二・ 五・二七
大分県肥第 一一三九号	炭酸カル シウム肥 料	五三・ 一〇炭 酸苦土 石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	宇部マテリアルズ株 式会社 山口県宇部市大字小 串一九八五番地	令二・ 八・七
大分県肥第 一一四〇号	副産植物 質肥料	発酵副 産肥料 K	窒素全量 二・〇 加里全量 七・〇	その他の規格 該当なし	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令二・ 八・二二
大分県肥第 一一四一號	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料M八	窒素全量 八・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令二・ 一一・六

  

**大分県告示第五百八十三号**

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規  
定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和三年十月一日

大分県肥第 六九四号	消石灰	六五・ 〇消石 灰	アルカリ分 六五・〇	その他の規格 該当なし	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町一 番四号	令九・ 八・二四
---------------	-----	-----------------	---------------	----------------	-------------------------------	-------------



大分県肥第 九一九号	大分県肥第 一〇〇二号	大分県肥第 一〇〇三号	大分県肥第 一〇一一号	大分県肥第 一〇一四号	大分県肥第 一〇三〇号	大分県肥第 一〇三二号	大分県肥第 一〇三三二号
乾燥菌体 肥料	消石灰	炭酸カル シウム肥 料	消石灰	消石灰	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料
七・〇 乾燥酵 母肥料 二号	七三・ 〇消石 灰	一〇・ 〇炭酸 苦土石 灰	七〇・ 〇消石 灰	七〇・ 〇消石 灰	一〇・ 〇炭酸 苦土石 灰	一〇・ 〇炭酸 苦土石 灰	一〇・ 〇炭酸 苦土石 灰
窒素全量 七・〇 りん酸全量 一・〇	アルカリ分 七三・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇
る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	その他の規格 該当なし	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	その他の規格 該当なし	その他の規格 該当なし	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	その他の制限 事項は公定規 格のとおり
興人ライフサイエン ス株式会社 東京都千代田区有楽 町一丁目一番三号	江藤石灰工業株式会 社 宮崎県都城市金田町 一九四九番地六	米庄石灰工業株式会 社 津久見市合ノ元町一 番一八号	株式会社丸京石灰 津久見市徳浦二〇五 二番地の五	江藤石灰工業株式会 社 宮崎県都城市金田町 一九四九番地六	株式会社丸京石灰 津久見市徳浦二〇五 二番地の五	株式会社丸京石灰 津久見市徳浦二〇五 二番地の五	米庄石灰工業株式会 社 津久見市合ノ元町一 番一八号
令五・ 一・二四	令九・ 八・一八	令九・ 五・一九	令九・ 五・一八	令九・ 七・二四	令八・ 六・一八	令八・ 六・一八	令八・ 九・二六
一〇三七号	大分県肥第 一〇四二号	大分県肥第 一〇四四号	大分県肥第 一〇四六号	大分県肥第 一〇四八号	大分県肥第 一〇六七号	大分県肥第 一〇六九号	大分県肥第 一〇七〇号
質肥料	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	炭酸カル シウム肥 料	混合有機 質肥料	炭酸カル シウム肥 料	副産植物 質肥料	副産植物 質肥料
一	混合有 機質肥 料五 四	混合有 機質肥 料四 四	一八・ 〇炭酸 苦土石 灰	混合有 機質肥 料三 三	一〇・ 〇粒状 炭酸苦 土石灰	二 〇 二 〇 二 〇	二 〇 二 〇 二 〇
加里全量 五・〇	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇	窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一八・〇	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	窒素全量 一・〇 加里全量 八・〇	窒素全量 一・〇 加里全量 八・〇
該当なし	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	その他の規格 該当なし	その他の規格 該当なし
兵庫県伊丹市北伊丹 七一九八	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	津久見ドロマイト工 業株式会社 津久見市合ノ元町六 番七号	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	株式会社グリーンピ ジネス九州 宇佐市大字山本一九 九〇番地	菱東肥料株式会社 大分市豊海三丁目三 番一号	菱東肥料株式会社 大分市豊海三丁目三 番一号
八・一〇	令四・ 一・二七	令五・ 五・三〇	令九・ 四・六	令六・ 五・一一	令八・ 五・二四	令九・ 五・一三	令九・ 五・一三

大分県肥第 一〇八三号	大分県肥第 一〇八二号	大分県肥第 一〇八〇号	大分県肥第 一〇七八号	大分県肥第 一〇七七号	
混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	魚廃物加 工肥料	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	
混合有 機質肥 料六六	混合有 機質肥 料五七	魚廃物 加工肥 料六六	混合有 機質肥 料五二	混合有 機質肥 料二	三号
窒素全量 四・〇	窒素全量 五・〇	窒素全量 六・〇	窒素全量 五・〇	窒素全量 三・〇	九・〇
含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	
片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	番一号
令四・ 一〇・二六	令四・ 一〇・二六	令四・ 一〇・二六	令四・ 一〇・二六	令七・ 九・二三	
大分県肥第 一〇八四号	大分県肥第 一〇八七号	大分県肥第 一〇八七号	大分県肥第 一〇八六号	大分県肥第 一〇八五号	一〇八四号
副産植物 醜糖密	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	質肥料
機質肥 料四三	機質肥 料五二	機質肥 料八六	機質肥 料八三	機質肥 料六三	機質肥 料四三
窒素全量 一・〇	窒素全量 五・〇	窒素全量 八・〇	窒素全量 三・〇	窒素全量 六・〇	りん酸全量 三・〇
含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	他の制限事 項は、公定規 格のとおり
ジェイカムアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号
令八・ 四	令四・ 一〇・二六	令四・ 一〇・二六	令四・ 一〇・二六	令四・ 一〇・二六	一〇・二六

令和三年十月一日

大分県報(告示)



大分県肥第 八八五号	大分県肥第 八八六号	大分県肥第 九六九号	大分県肥第 九七五号	大分県肥第 九七六号	大分県肥第 一〇〇二号	大分県肥第 一〇一四号	大分県肥第 一一〇六号	大分県肥第 一一一三号
消石灰	消石灰	炭酸カル シウム肥 料	消石灰	消石灰	消石灰	消石灰	蒸製骨粉	蒸製骨粉
〇・苦土 消石灰	一五・ 〇・苦土 消石灰	一〇・ 〇・炭酸 〇・苦土 石	六〇・ 〇・消石 灰	六五・ 〇・消石 灰	七〇・ 〇・消石 灰	七三・ 〇・消石 灰	二二・ 二・豚骨 粒	二〇・ 三・豚骨 粉
住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	肥料の 名称	肥料の 名称
城市都北 町一五六 九番地一	宮崎県都 城市都北 町一五六 九番地一	宮崎県都 城市都北 町一五六 九番地一	宮崎県都 城市都北 町一五六 九番地一	宮崎県都 城市都北 町一五六 九番地一	宮崎県都 城市都北 町一五六 九番地一	宮崎県都 城市都北 町一五六 九番地一	蒸製骨粉	蒸製豚骨 粉
城市金田 町一九四 九番地六	宮崎県都 城市金田 町一九四 九番地六	宮崎県都 城市金田 町一九四 九番地六	宮崎県都 城市金田 町一九四 九番地六	宮崎県都 城市金田 町一九四 九番地六	宮崎県都 城市金田 町一九四 九番地六	宮崎県都 城市金田 町一九四 九番地六	二二・二 豚骨粒	二〇・三 豚骨粉
宮崎県都 城市金田 町一九四 九番地六	江藤石灰工業株式 会社	江藤石灰工業株式 会社	江藤石灰工業株式 会社	江藤石灰工業株式 会社	江藤石灰工業株式 会社	江藤石灰工業株式 会社	深田産業有限会社 大分市大字皆春一 七九番地の五	深田産業有限会社 大分市大字皆春一 七九番地の五
令二・ 三・一六	令二・ 三・一六	令二・ 三・一六	令二・ 三・一六	令二・ 三・一六	令二・ 三・一六	令二・ 三・一六	令三・ 一・二七	令三・ 一・二七
大分県肥第 八六一号	大分県肥第 八九六号	大分県肥第 八九七号	大分県肥第 八九八号	大分県肥第 九〇一号	大分県肥第 九〇三号	大分県肥第 九六五号	大分県肥第 一〇一六号	大分県肥第 一〇一六号
炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料
六・〇 炭酸苦 土石灰	一四・ 〇・炭酸 〇・苦土 石 灰肥料	一〇・ 〇・炭酸 〇・苦土 石	五・〇 炭酸苦 土石灰 肥料	一〇・ 〇・炭酸 〇・苦土 石	五三・ 〇・炭酸 カルシ ウム肥 料	六・〇 炭酸苦 土石灰 肥料	一〇・ 〇・炭酸 苦土石 灰肥料	一〇・ 〇・炭酸 苦土石 灰肥料
生産業 者の住 所	生産業 者の住 所	生産業 者の住 所	生産業 者の住 所	生産業 者の住 所	生産業 者の住 所	生産業 者の住 所	生産業 者の住 所	生産業 者の住 所
津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 六番七号
津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号
津久見ドロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	津久見ドロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	津久見ドロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	津久見ドロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	津久見ドロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	津久見ドロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	津久見ドロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	津久見ドロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	津久見ドロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号
令三・ 二・一六	令三・ 二・一六	令三・ 二・一六	令三・ 二・一六	令三・ 二・一六	令三・ 二・一六	令三・ 二・一六	令三・ 二・一六	令三・ 二・一六

令和三年十月一日

大分県報(告示)

大分県告示第五百八十五号							令和三年十月一日							
肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。							大分県知事 広瀬勝貞							
大分県肥第 一〇四六号	炭酸カル シウム肥 料	一八・ 炭酸 苦土石	生産業 者の住 所	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見ドロロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	令三・ 二・一六	登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証 成分量 (%)	その他 の規格	生産業者の 氏名又は 名称及び住所	失効 年月日
大分県肥第 一〇六一号	生石灰	〇	生産業 者の住 所	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見ドロロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	令三・ 二・一六	大分県肥第 一〇二五号	魚廃物加 工肥料	マリソ イル	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	含有を許され る有害成分の 最大量は、公 定規格のお り	大分県漁業協同組合 大分市府内町三丁目 五番七号	令三・ 七・二五
大分県肥第 一一〇〇号	消石灰	六五・ 〇肥料 用消石 灰	生産業 者の住 所	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見ドロロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	令三・ 二・一六	大分県肥第 一〇四三号	混合有機 質肥料	粒状混 合有機 質肥料 六・〇 六・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令元・ 一一・二八
大分県肥第 一一〇四号	消石灰	七三・ 〇肥料 用消石 灰	生産業 者の住 所	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見ドロロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	令三・ 二・一六	大分県肥第 一〇四五号	炭酸カル シウム肥 料	一〇・ 五三炭 酸苦土 石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	津久見ドロロマイト工 業株式会社 津久見市合ノ元町六 番七号	令二・ 八・二六
大分県肥第 一一二二号	混合石灰 肥料	微量要 素入り 炭酸苦 土石灰	生産業 者の住 所	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見ドロロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	令三・ 二・一六	大分県肥第 一〇七九号	魚廃物加 工肥料	魚廃物 加工肥 料四・ 五の二	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令元・ 一〇・二七
大分県肥第 一一二八号	炭酸カル シウム肥 料	五三・ 一〇炭 酸苦土 石灰肥 料	生産業 者の住 所	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見ドロロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	令三・ 二・一六	大分県肥第 一〇八一号	魚廃物加 工肥料	魚廃物 加工肥 料七・ 一	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令元・ 一〇・二七
大分県肥第 一一二九号	炭酸カル シウム肥 料	五三・ 一〇粒 状苦土 石灰肥 料	生産業 者の住 所	津久見市 合ノ元町 六番七号	津久見市 合ノ元町 五番一八 号	津久見ドロロマイト 工業株式会社 津久見市合ノ元町 五番一八号	令三・ 二・一六					その他の制限	片倉コープアグリ株 式会社	令三・

一一〇三号	肉骨粉	粉	りん酸全量 一一・〇	事項は公定規 格のとおり	東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	一・一五
大分県肥第 一一一一号	消石灰	七三・ 〇粒状 消石灰	アルカリ分 七三・〇	その他の規格 該当なし	株式会社三和窯業所 豊後大野市三重町赤 嶺三〇六一番地一	令三・ 一・一

大分県告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年十月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字畑野浦字西河内奥一二三六番一・字クイチガイ二〇九四番八・字カンガハタ二〇九五番一・字仁田ノ奥二二二三番一・二二二三番六〇・二二二三番六一・字シゲジ二四一三番一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字西河内奥一二八七番一、字白ケ平一九三九番一、字弓ノ谷二〇〇一番一、二〇〇二番一から二〇〇二番三まで、二〇〇二番六、二〇〇二番七、二〇〇三番、二〇〇五番、二〇〇六番、字測ノ本二〇八九番一、字ウ戸二〇九一番一、二〇九一番二、二〇九二番三、字クイチガイ二〇九四番一、二〇九四番二、字仁田ノ奥二二二三番五八、二二二三番六三、字上小倉二二四九番、字シゲジ二四一三番五〇、字大双津二六九八番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

令和三年十月一日

部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百八十七号

臼杵市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年十月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五百八十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

令和三年十月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
    - 国東市安岐町塩屋千六百三十九番地 齋藤 信二
    - 国東市安岐町下原五百八番地三十六 市宮楓江住宅十一一 木村 純
    - 山内 智和
  - 2 加入区
    - 安岐町加入区
  - 3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
    - 大分県漁業協同組合
- 二 指定漁船調査の縦覧
- 1 縦覧期間
    - 令和三年十月一日から同月十五日まで

大分県報（告示）

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市安岐町下原二千二百三十五番地の十七

大分県漁業協同組合安岐支店事務所

大分県告示第五百八十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年十月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

杵築市大字守江三千七百五番地

高平 修子郎

杵築市大字守江三千七百八十九番地五

平井 政広

杵築市大字守江三千七百四十二番地四十一

堀 靖昭

2 加入区

守江加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十月一日から同月十五日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 杵築市大字守江四千七百七十七番地の五

大分県漁業協同組合杵築支店事務所

大分県告示第五百九十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年十月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

速見郡日出町大字大神五千八百五番地二十一

中山 公夫

速見郡日出町大字大神五千七十六番地九

北野 和貴

速見郡日出町大字大神五千八百四十九番地

清家 和彦

2 加入区

大神加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十月一日から同月十五日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 速見郡日出町大字大神五千四百十八番地

大分県漁業協同組合日出支店事務所

大分県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
県道地蔵峠小田原線	豊後高田市長岩屋字カゲノ木四九八番一地先から豊後高田市長岩屋字森ノ木七八番地先まで	A	B	一六・〇メートル 一四・二	五五・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		A	A	一六・〇 一四・二	五五・四	
				三〇・〇 七・二	七二・九	

大分県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道地蔵峠小田原線	豊後高田市長岩屋字カゲノ木四九八番一地先から豊後高田市長岩屋字森ノ木七八番地先まで	令三・一〇・一

○公 告

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

令和三年十月一日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 試験日時  
令和四年二月十五日（火曜日）  
午後一時三十分から午後四時まで  
※試験日時は、天候、天災等のやむを得ない事由により変更される場合がある。
- 二 試験場所  
別府大学  
別府市北石垣八十二
- 三 試験科目  
人体の仕組みと働き  
食生活と栄養  
薬物と看護  
疾病の成り立ち  
感染と予防  
看護と倫理  
患者の心理  
保健医療福祉の仕組み  
看護と法律  
基礎看護  
成人看護  
老年看護  
母子看護  
精神看護  
受験資格
- 四 試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。  
1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指

令和三年十月一日

大分県報（告示・公告）

定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和四年三月までに修業する見込みの者を含む。）

2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和四年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

3 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和四年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

4 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和四年三月までに修業する見込みの者を含む。）

5 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和四年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

6 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

7 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

五 試験方法

四 肢択一式による筆記試験

六 受験手続

1 受験願書の請求

ア 請求先

大分県福祉保健部医療政策課看護班（郵便番号八七〇―八五〇―一 大分市大手町三

丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六―二六五四）

イ 請求方法

郵送請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と明記し、返信用封筒を同封すること。

返信用封筒は角二型とし、宛先及び郵便番号を明記の上、百四十四分の切手（複数部を請求する場合は必要相当額の切手）を貼付すること。

ウ 請求期間

令和三年十一月一日（月曜日）から同月三十日（火曜日）まで  
 なお、郵送による受付は十一月三十日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 県外居住者は、アの請求先への電話連絡後に請求すること

※県外居住者の受験については、会場等の都合で受け入れることができない場合があるため、事前に問い合わせること。

2 受験願書の受付期間

令和四年一月四日（火曜日）から同月十一日（火曜日）まで

郵送による場合は、令和四年一月十一日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

1 のアに同じ。

ア 郵送による場合は、封筒に「准看護師試験受験願書在中」と明記し、書留郵便で送付すること。

イ 持参による受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

七 提出書類

1 受験願書

本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

2 卒業（見込み）証明書

受験願書下段の卒業（見込み）証明書欄に、養成所（学校）長の証明を受けること。

3 写真票

ア 写真は出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのものを貼付すること。

イ 写真の裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。

ウ 写真票と受験票は切り離さないこと。

4 四の6に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

5 四の7に該当する者は、大分県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

八 試験手数料

六千九百円

1 大分県収入証紙六千九百円分を受験願書に貼付すること。

ア 大分県収入証紙は消印しないこと。

イ 収入印紙と間違えないこと。

2 県外の受験者は、大分県収入証紙を受験願書に貼付するか、又は郵便局が発行する定額小為替証書若しくは普通為替証書を同封し、書留郵便で送付すること。

3 受験願書を受理した後は、試験手数料は返還しない。

#### 九 受験票の交付

1 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

2 交付の時期は、令和四年一月下旬頃とする（令和四年一月三十一日（月曜日）までに受験票が届かない場合には、十七の問合せ先まで連絡すること。）。

3 受験票は、試験当日に必ず持参すること。

#### 十 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するもの、その他受験に際し配慮が必要な場合は、令和四年一月十一日（火曜日）までに大分県福祉保健部医療政策課看護班宛て申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

#### 十一 災害等に関する注意事項

災害等が発生した場合、試験開始時間が遅れる場合や試験が実施できない場合がある。

試験が実施できなかった場合は、後日再試験を実施する。再試験については、大分県庁ホームページに掲載する。

#### 十二 受験の無効

卒業見込み証明書で受験した者は、令和四年三月八日（火曜日）までに卒業証明書を提出すること（必着）。同日までに卒業証明書を提出しなかった者については、当該受験を無効とする。ただし、提出期限以後に卒業式が施行される場合において、事前に大分県福祉保健部医療政策課まで申出を行い、必要とする書類を提出したときはこの限りではない。

#### 十三 合格発表

1 令和四年三月十一日（金曜日）午前十時に、合格者の受験番号を県庁舎本館一階県政展示ホールの掲示板に掲示するとともに、大分県庁ホームページに掲載する（ホームページの掲載は、システムの都合上、多少遅れる場合がある。）。

2 電話での試験結果の問い合わせには応じない。

#### 十四 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

#### 十五 試験結果の開示

この試験については、大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第二十一条の規定に基づき、以下の要領で開示を請求することができる。

1 開示の対象とする内容

総合得点

2 開示場所

大分県福祉保健部医療政策課

3 開示期間

合格発表の日から一箇月以内（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律百七十八号）に規定する休日をいう。）を除く午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

4 開示請求できる者

受験者本人

5 開示請求方法

受験票と運転免許証等本人であることが確認できる書類を持参すること。

6 開示方法

口頭による。

十六 個人情報について

受験手続により得た個人情報、准看護師試験に関係する業務以外では利用しない。

十七 試験についての問合せ先

大分県福祉保健部医療政策課看護班

大分市大手町三丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六一―二六五四

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十月一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

3Dプリンター及び3Dスキャナ 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

令和三年十月一日

大分県報（公告）

三 落札者を決定した日

令和三年八月六日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エムツーアイ 代表取締役 村 井 英 明

大分市大字宮崎四百十六番地

五 落札金額

一億三千二十一万八千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年六月二十五日

次のとおり契約者等について公示する。

令和三年十月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

総合運転者管理システム改修業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 随意契約の相手方を決定した日

令和三年九月十三日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社大分支店 支店長 富 森 章 裕

大分市東春日町十七ー十九

五 随意契約に係る契約金額

七千二百八十九万七千四百四十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当